**解散公告**

当社は、平成二十四年七月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

広島市東区福田七丁目一四番三号

株式会社共和産業

代表清算人　川市　純一

**解散公告**

当社は、平成二十四年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

広島市西区高須台三丁目二四番七号

株式会社リベラル

代表清算人　角田　博志

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年七月五日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

愛媛県大洲市長浜町黒田甲二五〇番地

財団法人喜多灘公益会

代表清算人　西岡　忠義

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

東京都世田谷区東玉川二丁目八番一六号

参禪道場

清算人　丸山　禮次

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目九番一四号

財団法人新機能素子研究開発協会

代表清算人　岡村　正

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十四年三月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

東京都港区芝三丁目三三番一号

中央三井トラスト・グループ職員組合

清算人　覧　政幸

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年七月十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

三重県四日市市西坂部町一一五七番地

農事組合法人三重中央グリンハウス

清算人　村田　憲治

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十四日

島根県浜田市上府町イ二六一番地

財団法人浜田千畳霊苑

代表清算人　市野　不盡

**配当公告**

群馬県高崎市島野町九八八番地の一

破産者　上毛ローン上毛與信株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第一四九三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、八四二、六四一、四八二円

一、配当することのできる金額

金一七九、二七〇、三五二円

平成二十四年八月十四日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号池袋ＳＩＡビル二階

破産管財人弁護士　舩木　秀信

**配当公告**

愛知県豊橋市西小鷹野一丁目一三番地八

破産者　内藤　靖夫

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十三年（フ）第三五八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七八、八〇三、〇〇二円

一、配当することのできる金額

金一四、四七六、四一〇円

平成二十四年八月十四日

静岡県静岡市葵区追手町二―二〇ヤマムラビル追手町六階Ｃ号室

破産管財人　荒巻　郁雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道小樽市東雲町三四番地、最後の住所北海道小樽市潮見台一丁目五番三号南小樽病院　被相続人　亡　井波　常

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十四日

北海道小樽市銭函二丁目五一番二八号

相続財産管理人　司法書士　中村　謙司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道虻田郡洞爺湖町米町六〇番地七、最後の住所北海道虻田郡洞爺湖町高砂町九六番地一三　被相続人　亡　能登　義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十四日

事務所北海道伊達市梅本町三九番地一

伊達興信商事ビル

相続財産管理人　宮崎　泰人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市白石区菊水上町四条三丁目五一番地、最後の住所北海道江別市あさひが丘三一番地の一九　被相続人　亡　佐藤　吉行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十四日

事務所札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル四階　札幌フロンティア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　雄則

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県大崎市古川米倉字中田六番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十四日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

## 第１期決算公告

平成24年8月14日

東京都港区北青山三丁目3番11号

**ngi growth capital株式会社**

代表取締役　金子　陽三

**貸借対照表の要旨**

（平成24年3月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 10,037,304 |
| | 資産合計 | 10,037,304 |
| 負純債資産及の部び | 流動負債 | 1,869,560 |
| | 負債合計 | 1,869,560 |
| | 株主資本 | 8,167,744 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | △ 1,832,256 |
| | その他利益剰余金 | △ 1,832,256 |
| | （うち当期純損失） | (1,832,256) |
| | 純資産合計 | 8,167,744 |
| | 負債・純資産合計 | 10,037,304 |